

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則 昭和50年4月1日規則第15号 改正 昭和56年3月30日規則第22号 昭和58年5月10日規則第20号 昭和60年7月30日規則第35号 平成6年7月1日規則第46号 平成7年3月17日規則第18号 平成8年3月29日規則第40号 平成10年3月20日規則第14号 平成12年3月28日規則第43号 平成13年12月28日規則第180号 平成14年3月29日規則第20号 平成20年3月31日規則第36号 平成20年4月24日規則第46号の2 平成28年9月6日規則第61号 平成30年10月19日規則第69号 令和2年7月10日規則第50号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	○高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則 昭和50年4月1日規則第15号 改正 昭和56年3月30日規則第22号 昭和58年5月10日規則第20号 昭和60年7月30日規則第35号 平成6年7月1日規則第46号 平成7年3月17日規則第18号 平成8年3月29日規則第40号 平成10年3月20日規則第14号 平成12年3月28日規則第43号 平成13年12月28日規則第180号 平成14年3月29日規則第20号 平成20年3月31日規則第36号 平成20年4月24日規則第46号の2 平成28年9月6日規則第61号 平成30年10月19日規則第69号 令和2年7月10日規則第50号 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨) 第1条 この規則は、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

改正後	改正前
(利用の許可の申請) 第2条 条例第3条の2第1項の会議室（同項に規定する会議室をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。 3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者（海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第2条の3第1項、第3条第1項及び第4項ただし書、第8条の6ただし書、第10条ただし書並びに第11条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。 (利用の取消しの届出等) 第2条の2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、会議室の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。 2 条例第3条の2第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。 3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。 (利用許可書の交付等)	(利用の許可の申請) 第2条 条例第3条の2第1項の会議室（同項に規定する会議室をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。 2 前項の規定にかかわらず、海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。ただし、知事が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。 3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の前日までにこれをしなければならない。ただし、指定管理者（海洋館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第2条の3第1項、第3条第1項及び第4項ただし書、第8条の6ただし書、第10条ただし書並びに第11条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。 (利用の取消しの届出等) 第2条の2 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、会議室の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。 2 条例第3条の2第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、口頭により申請をすることができる。 3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。 (利用許可書の交付等)

改正後	改正前
第2条の3 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書又は利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。	第2条の3 指定管理者は、第2条第1項若しくは第2項又は前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書又は利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。
2 知事が交付する前項の利用許可書又は利用変更許可書は、それぞれ別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。 (利用料金等の納付の時期等)	2 知事が交付する前項の利用許可書又は利用変更許可書は、それぞれ別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。 (利用料金等の納付の時期等)
第3条 海洋館の資料等(条例第3条に規定する資料等をいう。以下同じ。)を観覧する者(以下「観覧者」という。)は、条例第4条本文の規定による利用料金又は条例第6条の2第1項の規定による入場料を、指定管理者が定める入場券と引換えに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。	第3条 海洋館の資料等(条例第3条に規定する資料等をいう。以下同じ。)を観覧する者(以下「観覧者」という。)は、条例第4条本文の規定による利用料金又は条例第6条の2第1項の規定による入場料を、指定管理者が定める入場券と引換えに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、条例第6条の3各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は入場料として県に納付することができる。	2 前項の規定にかかわらず、条例第6条の3各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は入場料として県に納付することができる。
3 知事が交付する第1項の入場券は、観覧者が個人である場合にあっては別記第5号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第6号様式によるものとする。ただし、入場料が年額による場合にあっては別記第7号様式に、条例第6条の3各号に掲げる者が取り扱う観覧の場合にあっては別記第8号様式によるものとする。	3 知事が交付する第1項の入場券は、観覧者が個人である場合にあっては別記第5号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第6号様式によるものとする。ただし、入場料が年額による場合にあっては別記第7号様式に、条例第6条の3各号に掲げる者が取り扱う観覧の場合にあっては別記第8号様式によるものとする。
4 利用者は、条例第4条本文の規定による利用料金又は条例第6条の2第1項の規定による使用料を、前条第1項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日から7日以内(当該利用を開始する日の7日前から前日までの間に同項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた場合にあっては、当該利用を開始する日の前日まで)に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 (利用料金等の納付を要しない観覧者)	4 利用者は、条例第4条本文の規定による利用料金又は条例第6条の2第1項の規定による使用料を、前条第1項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日から7日以内(当該利用を開始する日の7日前から前日までの間に同項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた場合にあっては、当該利用を開始する日の前日まで)に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 (利用料金等の納付を要しない観覧者)

改正後	改正前
第4条 条例第4条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 身体障害者手帳を所持する者 (2) 療育手帳を所持する者 (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 (4) 戦傷病者手帳を所持する者 (5) 被爆者健康手帳を所持する者 (6) 前各号に掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に海洋館に入館する場合に限る。）（利用料金の承認の申請）	第4条 条例第4条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 身体障害者手帳を所持する者 (2) 療育手帳を所持する者 (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 (4) 戦傷病者手帳を所持する者 (5) 被爆者健康手帳を所持する者 (6) 前各号に掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に海洋館に入館する場合に限る。）（利用料金の承認の申請）
第5条 指定管理者は、条例第4条の3第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第9号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。 2 指定管理者は、条例第4条の3第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第10号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。 （入場料の額）	第5条 指定管理者は、条例第4条の3第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第9号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。 2 指定管理者は、条例第4条の3第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第10号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。 （入場料の額）
第6条 条例第6条の2第2項の規則で定める入場料の額は、知事が別に定める。 （入場料の減免の申請等）	第6条 条例第6条の2第2項の規則で定める入場料の額は、知事が別に定める。 （入場料の減免の申請等）
第7条 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき入場料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。 (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童若しくは生徒又はこれらの引率者が教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。	第7条 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき入場料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。 (1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童若しくは生徒又はこれらの引率者が教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。

改正後	改正前
(2) 県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒が教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき入場料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第11号様式による入場料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、入場料の減額又は免除を承認するときは別記第12号様式による入場料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。 （入場料の還付の請求等） 第8条 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき入場料を還付する特別の理由があると認める場合は、災害その他の不可抗力により海洋館が展示する資料等の観覧ができなくなった場合とし、還付する入場料の額は、既納又は過納となる入場料の額に相当する額とする。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき入場料の還付を受けようとする者は、入場券を提示した上で、知事に対して、別記第13号様式による入場料還付請求書を提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、入場料の還付を決定したときは入場券と引換えに入場料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。 （使用料の額） 第8条の2 条例第6条の2第3項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。	(2) 県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒が教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき入場料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第11号様式による入場料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、入場料の減額又は免除を承認するときは別記第12号様式による入場料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。 （入場料の還付の請求等） 第8条 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき入場料を還付する特別の理由があると認める場合は、災害その他の不可抗力により海洋館が展示する資料等の観覧ができなくなった場合とし、還付する入場料の額は、既納又は過納となる入場料の額に相当する額とする。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき入場料の還付を受けようとする者は、入場券を提示した上で、知事に対して、別記第13号様式による入場料還付請求書を提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、入場料の還付を決定したときは入場券と引換えに入場料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。 （使用料の額） 第8条の2 条例第6条の2第3項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

改正後	改正前
(使用料の減免の申請等) 第8条の3 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。 (1) 海洋館の設置の目的を達成するための事業に伴い、国、地方公共団体又はその他の公共的団体が会議室を利用するとき。 (2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教科学習の一環として会議室を利用するとき。 (3) 県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教科学習の一環として会議室を利用するとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第14号様式による使用料減額(免除)承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第2条の2第3項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額(免除)承認申請書を提出するものとする。 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第15号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。 (使用料の還付の請求等) 第8条の4 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認める場合	(使用料の減免の申請等) 第8条の3 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。 (1) 海洋館の設置の目的を達成するための事業に伴い、国、地方公共団体又はその他の公共的団体が会議室を利用するとき。 (2) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教科学習の一環として会議室を利用するとき。 (3) 県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育課程に基づく教科学習の一環として会議室を利用するとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第14号様式による使用料減額(免除)承認申請書を提出しなければならない。この場合においては、利用の許可又は利用の変更の許可の申請を口頭によりするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第2条の2第3項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額(免除)承認申請書を提出するものとする。 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第15号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。 (使用料の還付の請求等) 第8条の4 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認める場合

改正後	改正前
は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付する使用料の額は、既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。 (1) 県又は指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他の不可抗力により会議室を利用することができなくなったとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第17号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。 (管理上の立入り) 第8条の5 利用者は、海洋館の関係職員が会議室及び海洋館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて会議室に立ち入る場合は、これを拒むことができない。 (利用終了後等の整理) 第8条の6 利用者は、会議室の利用が終わったとき又は条例第3条の5第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは会議室の利用を停止させられたときは、直ちに海洋館の設備等を所定の位置に戻し、海洋館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 (遵守事項) 第8条の7 海洋館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。	は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、還付する使用料の額は、既納又は過納となる使用料の額に相当する額とする。 (1) 県又は指定管理者の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消したとき。 (2) 災害その他の不可抗力により会議室を利用することができなくなったとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。 2 条例第6条の2第4項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第17号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。 (管理上の立入り) 第8条の5 利用者は、海洋館の関係職員が会議室及び海洋館の設備等（備品を含む。以下同じ。）の管理その他職務上の必要があつて会議室に立ち入る場合は、これを拒むことができない。 (利用終了後等の整理) 第8条の6 利用者は、会議室の利用が終わったとき又は条例第3条の5第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは会議室の利用を停止させられたときは、直ちに海洋館の設備等を所定の位置に戻し、海洋館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 (遵守事項) 第8条の7 海洋館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

改正後	改正前
(1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。 (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。 (3) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。 (4) 海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、海洋館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。 (入館の制限)	(1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。 (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。 (3) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。 (4) 海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。 (5) 前各号に掲げるもののほか、海洋館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。 (入館の制限)
第9条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、海洋館への入館を拒み、又は海洋館からの退去を命ずることができる。 (1) 海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者 (2) 他の海洋館を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者 (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者 (4) 前3号に掲げる者のほか、海洋館の関係職員の指示に従わない者 (設備の制限)	第9条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、海洋館への入館を拒み、又は海洋館からの退去を命ずることができる。 (1) 海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者 (2) 他の海洋館を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者 (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者 (4) 前3号に掲げる者のほか、海洋館の関係職員の指示に従わない者 (設備の制限)
第10条 海洋館を利用する者は、海洋館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 (汚損等の届出)	第10条 海洋館を利用する者は、海洋館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。 (汚損等の届出)
第11条 海洋館を利用する者は、海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。 (指定管理者の指定の申請に必要な書類等)	第11条 海洋館を利用する者は、海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。 (指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

改正後	改正前
第12条 条例第9条の規則で定める申請書は、別記第18号様式によるものとする。 2 条例第9条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書 (2) 定款、規約その他これらに類する書類 (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類 (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類 3 条例第10条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。 (雑則) 第13条 この規則に定めるもののほか、海洋館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (共通入場券の様式) 2 当分の間、竜串観光振興会が取り扱う足摺海底館、海のギャラリー及びグラスボートとの共通入場券の様式は、附則別記様式のとおりとする。 附則別記様式（附則第2項関係）	第12条 条例第9条の規則で定める申請書は、別記第18号様式によるものとする。 2 条例第9条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書 (2) 定款、規約その他これらに類する書類 (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類 (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類 3 条例第10条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。 (雑則) 第13条 この規則に定めるもののほか、海洋館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (共通入場券の様式) 2 当分の間、竜串観光振興会が取り扱う足摺海底館、海のギャラリー及びグラスボートとの共通入場券の様式は、附則別記様式のとおりとする。 附則別記様式（附則第2項関係）

改正後	改正前
(切取り線) (切取り線) 海のギャラリー 足 摺海洋館・足摺 海底館 足 摺海洋館 入場券 海のギャラリー・グラスポート 入場券 (副) 共通入場券 (副) ¥ (イラスト) (副) (副) 入場券 入場券 グラスポート 足 摺海底館	(切取り線) (切取り線) 海のギャラリー 足 摺海洋館・足摺 海底館 足 摺海洋館 入場券 海のギャラリー・グラスポート 入場券 (副) 共通入場券 (副) ¥ (イラスト) (副) (副) 入場券 入場券 グラスポート 足 摺海底館
(裏面) 1 収納印の日付から1月間に限り有効です。 2 1施設については、1日1回限り（グラスポートは、1社のみの利用になります。）有効です。 3 収納印のないものは、無効です。 4 原則として、私戻しはできません。 高知 高知 高知 高知 県 県 県 県 収納印	(裏面) 1 収納印の日付から1月間に限り有効です。 2 1施設については、1日1回限り（グラスポートは、1社のみの利用になります。）有効です。 3 収納印のないものは、無効です。 4 原則として、私戻しはできません。 高知 高知 高知 高知 県 県 県 県 収納印
備考 1 寸法は、縦6センチメートル、横15センチメートルとする。 2 この入場券の半券（入場券（副）以外の部分）をもって、現金領収証書に代えるものとする。 附 則（昭和56年3月30日規則第22号） この規則は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則（昭和58年5月10日規則第20号）	備考 1 寸法は、縦6センチメートル、横15センチメートルとする。 2 この入場券の半券（入場券（副）以外の部分）をもって、現金領収証書に代えるものとする。 附 則（昭和56年3月30日規則第22号） この規則は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則（昭和58年5月10日規則第20号）

改正後	改正前
この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和60年 7 月30日規則第35号） この規則は、昭和60年 8 月 1 日から施行する。 附 則（平成 6 年 7 月 1 日規則第46号） この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。ただし、別記様式に係る改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成 7 年 3 月17日規則第18号） （施行期日） 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正前の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 附 則（平成 8 年 3 月29日規則第40号） この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成10年 3 月20日規則第14号） この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成12年 3 月28日規則第43号） この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成13年12月28日規則第180号） この規則は、平成14年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成14年 3 月29日規則第20号） この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成20年 3 月31日規則第36号） この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成20年 4 月24日規則第46号の 2） この規則は、平成20年 4 月26日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和60年 7 月30日規則第35号） この規則は、昭和60年 8 月 1 日から施行する。 附 則（平成 6 年 7 月 1 日規則第46号） この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。ただし、別記様式に係る改正規定は、公布の日から施行する。 附 則（平成 7 年 3 月17日規則第18号） （施行期日） 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2 この規則による改正前の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 附 則（平成 8 年 3 月29日規則第40号） この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成10年 3 月20日規則第14号） この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成12年 3 月28日規則第43号） この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成13年12月28日規則第180号） この規則は、平成14年 1 月 1 日から施行する。 附 則（平成14年 3 月29日規則第20号） この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成20年 3 月31日規則第36号） この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成20年 4 月24日規則第46号の 2） この規則は、平成20年 4 月26日から施行する。

改正後	改正前
附 則（平成28年 9 月 6 日規則第61号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年10月19日規則第69号） （施行期日） 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 （準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類） 2 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高知県条例第59号）附則第 2 項の規定に基づき、同条例の規定の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第12条及び第 5 条第 1 項の規定の例による。 （経過措置） 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。 附 則（令和 2 年 7 月10日規則第50号） （施行期日） 1 この規則は、令和 2 年 7 月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 2 この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第 2 条第 1 項の規定による利用の許可の申請、新規則第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による利用の取消しの届出等並びに新規則第 2 条の 3 第 1 項の規定による利用許可書の交付等は、この規則の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。	附 則（平成28年 9 月 6 日規則第61号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年10月19日規則第69号） （施行期日） 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 （準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類） 2 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高知県条例第59号）附則第 2 項の規定に基づき、同条例の規定の施行の日前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第12条及び第 5 条第 1 項の規定の例による。 （経過措置） 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。 附 則（令和 2 年 7 月10日規則第50号） （施行期日） 1 この規則は、令和 2 年 7 月18日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 2 この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第 2 条第 1 項の規定による利用の許可の申請、新規則第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による利用の取消しの届出等並びに新規則第 2 条の 3 第 1 項の規定による利用許可書の交付等は、この規則の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
別記	別記

改正後	改正前
第 1 号様式（第 2 条関係）	第 1 号様式（第 2 条関係）

改正後										改正前									
年 月 日										年 月 日									
高知県知事 様										高知県知事 様									
申請者 住所 氏名 ㊟ 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)										申請者 住所 氏名 ㊟ 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)									
高知県立足摺海洋館会議室利用許可申請書										高知県立足摺海洋館会議室利用許可申請書									
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。										高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。									
利用の目的										利用の目的									
利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号							利用責任者の住所及び氏名		住所	電話番号						
		氏名										氏名							
利用期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで								利用期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで							
その他参考事項										その他参考事項									
※利用の許可の条件その他										※利用の許可の条件その他									
※決裁欄						※使用料の額	円			※決裁欄						※使用料の額	円		
						※受付年月日	年 月 日									※受付年月日	年 月 日		
※利用の変更等		有 ・ 無		※許可年月日		年 月 日			※利用の変更等		有 ・ 無		※許可年月日		年 月 日				
※決裁欄						※許可番号	第 号			※決裁欄						※許可番号	第 号		
						※										※			

改正後	改正前
第 2 号様式（第 2 条の 2 関係）	第 2 号様式（第 2 条の 2 関係）

改正後										改正前									
年 月 日										年 月 日									
高知県知事 様										高知県知事 様									
申請者 住所 氏名 ⑩ 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)										申請者 住所 氏名 ⑩ 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)									
高知県立足摺海洋館会議室利用変更許可申請書										高知県立足摺海洋館会議室利用変更許可申請書									
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。										高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。									
利用責任者の住所及び氏名		住所		電話番号						利用責任者の住所及び氏名		住所		電話番号					
		氏名										氏名							
利用の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号								利用の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号							
変更の内容	変更前									変更の内容	変更前								
	変更後										変更後								
変更の理由										変更の理由									
変更前の許可に係る使用料の額		円								変更前の許可に係る使用料の額		円							
その他参考事項										その他参考事項									
※利用の変更の許可の条件その他										※利用の変更の許可の条件その他									
※決裁欄										※決裁欄									
	※変更前の許可に係る使用料の額		円						※変更前の許可に係る使用料の額		円								
		※変更後の許可に係る使用料の額		円								※変更後の許可に係る使用料の額		円					
※利用の変更等		有 ・ 無		※受付年月日		年 月 日				※利用の変更等		有 ・ 無		※受付年月日		年 月 日			
※				※						※				※					

改正後	改正前
第 3 号様式（第 2 条の 3 関係）	第 3 号様式（第 2 条の 3 関係）

改正後				改正前			
		第 年	号 月 日			第 年	号 月 日
様				様			
高知県知事		印		高知県知事		印	
高知県立足摺海洋館会議室利用許可書				高知県立足摺海洋館会議室利用許可書			
年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の利用については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により次のとおり許可します。				年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の利用については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により次のとおり許可します。			
利用の目的				利用の目的			
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号	
	氏名				氏名		
利用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			利用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		
使用料の額	円			使用料の額	円		
利用の許可の条件その他				利用の許可の条件その他			
注 1 使用料を納付期限までに納めないときは、会議室の利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例及び高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。 4 利用に際しては、この高知県立足摺海洋館会議室利用許可書を必ずお持ちください。 5 利用に際しては、高知県立足摺海洋館の関係職員の指示に従ってください。 6 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。				注 1 使用料を納付期限までに納めないときは、会議室の利用の許可を取り消すことがあります。 2 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例及び高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 3 利用時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。 4 利用に際しては、この高知県立足摺海洋館会議室利用許可書を必ずお持ちください。 5 利用に際しては、高知県立足摺海洋館の関係職員の指示に従ってください。 6 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。			

改正後			改正前		
第4号様式（第2条の3関係）			第4号様式（第2条の3関係）		
		第 年 月 日 号			第 年 月 日 号
様			様		
高知県知事		印	高知県知事		印
高知県立足摺海洋館会議室利用変更許可書			高知県立足摺海洋館会議室利用変更許可書		
年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けた事項の変更については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により次のとおり許可します。			年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の利用の許可を受けた事項の変更については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第3条の2第1項の規定により次のとおり許可します。		
利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変更前		変更の内容	変更前	
	変更後			変更後	
変更前の許可に係る使用料の額	円		変更前の許可に係る使用料の額		円
変更後の許可に係る使用料の額	円		変更後の許可に係る使用料の額	円	
利用の変更の許可の条件その他			利用の変更の許可の条件その他		
第5号様式（第3条関係）			第5号様式（第3条関係）		

改正後			改正前		
No.	No.		No.	No.	
足摺海洋館	切	足摺海洋館	足摺海洋館	切	足摺海洋館
入場券 (副)	取	入 場 券	入場券 (副)	取	入 場 券
¥	り	¥	¥	り	¥
	線	1 当日限り有効 2 日付印のないものは無効		線	1 当日限り有効 2 日付印のないものは無効
高知県立足摺海洋館			高知県立足摺海洋館		
備考 この入場券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。 第 6 号様式 (第 3 条関係)			備考 この入場券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。 第 6 号様式 (第 3 条関係)		

改正後					改正前								
高知県立足摺海洋館入場券 No.					高知県立足摺海洋館入場券 No.								
観覧者区分		入場料 (1人)	人数	金額	受領印	観覧者区分		入場料 (1人)	人数	金額	受領印		
児童・生徒	団体	円	人	円		児童・生徒	団体	円	人	円			
	割引券提出						児童・生徒	割引券提出					
18歳以上の者 (生徒を除く。)	団体					18歳以上の者 (生徒を除く。)		団体					
	割引券提出						18歳以上の者 (生徒を除く。)	割引券提出					
合計						合計							
団体名						団体名							
所在地		電話番号				所在地		電話番号					
代表者名						代表者名							

備考 1 「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

2 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 入場券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立足摺海洋館入場券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 入場券(副)は、薄葉紙を用いるものとする(裏カーボンとする。)

備考 1 「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

2 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 入場券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立足摺海洋館入場券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 入場券(副)は、薄葉紙を用いるものとする(裏カーボンとする。)

改正後	改正前
第 7 号様式（第 3 条関係）	第 7 号様式（第 3 条関係）

改正後	改正前
No. (写真又はイラスト) 高知県立足摺海洋館 年間パスポート (入場券) 円	No. (写真又はイラスト) 高知県立足摺海洋館 年間パスポート (入場券) 円
(裏面) 有効期限.....年 月 日まで 氏名..... 生年月日.....年 月 日生 ・ 収納印の日付から 1 年間に限り有効です。 ・ 収納印のないものは無効です。 ・ ご購入後の紛失による再発行は致しかねますので、ご了承ください。 ・ この入場券は、上に記載されたご本人に限り使用することができます。 ・ ご入場の際、ご本人であることを確認させていただく場合があります。 収納印	(裏面) 有効期限.....年 月 日まで 氏名..... 生年月日.....年 月 日生 ・ 収納印の日付から 1 年間に限り有効です。 ・ 収納印のないものは無効です。 ・ ご購入後の紛失による再発行は致しかねますので、ご了承ください。 ・ この入場券は、上に記載されたご本人に限り使用することができます。 ・ ご入場の際、ご本人であることを確認させていただく場合があります。 収納印

改正後	改正前
第 8 号様式（第 3 条関係）	第 8 号様式（第 3 条関係）

改正後					改正前						
高知県立足摺海洋館入場券 No.					高知県立足摺海洋館入場券 No.						
観覧者区分		入場料 (1人)	人数	金額	受領印	観覧者区分		入場料 (1人)	人数	金額	受領印
児童・生徒	個人	円	人	円		児童・生徒	個人	円	人	円	
	団体						団体				
18歳以上の者 (生徒を除く。)	個人					18歳以上の者 (生徒を除く。)	個人				
	団体						団体				
合計						合計					
請求金額	円×0.9= 円					請求金額	円×0.9= 円				
団体名						団体名					
取扱業者名						取扱業者名					
所在地	電話番号				所在地	電話番号					
代表者名					代表者名						

備考 1 「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

備考 1 「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

改正後			改正前														
第 9 号様式（第 5 条関係） 年 月 日 高知県知事 様 指定管理者 団 高知県立足摺海洋館利用料金承認申請書 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第 4 条の 3 第 1 項の規定により高知県立足摺海洋館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。 記 1 利用料金の申請額 <table><thead><tr><th>区分</th><th>利用料金（円）</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			区分	利用料金（円）	備考				第 9 号様式（第 5 条関係） 年 月 日 高知県知事 様 指定管理者 団 高知県立足摺海洋館利用料金承認申請書 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第 4 条の 3 第 1 項の規定により高知県立足摺海洋館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。 記 1 利用料金の申請額 <table><thead><tr><th>区分</th><th>利用料金（円）</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			区分	利用料金（円）	備考			
区分	利用料金（円）	備考															
区分	利用料金（円）	備考															
2 利用料金の申請額の根拠			2 利用料金の申請額の根拠														
3 利用料金の適用開始予定年月日 年 月 日			3 利用料金の適用開始予定年月日 年 月 日														

改正後	改正前
第10号様式（第 5 条関係）	第10号様式（第 5 条関係）

改正後				改正前			
年 月 日				年 月 日			
高知県知事 様				高知県知事 様			
指定管理者 図				指定管理者 図			
高知県立足摺海洋館利用料金変更承認申請書				高知県立足摺海洋館利用料金変更承認申請書			
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第4条の3第2項の規定により高知県立足摺海洋館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。				高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第4条の3第2項の規定により高知県立足摺海洋館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。			
記				記			
1 利用料金の変更申請額				1 利用料金の変更申請額			
区分	利用料金（円）		備考	区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後			変更前	変更後	
2 利用料金の変更申請額の根拠				2 利用料金の変更申請額の根拠			
3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日 年 月 日				3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日 年 月 日			

改正後	改正前
第11号様式（第7条関係）	第11号様式（第7条関係）

改正後										改正前									
年 月 日										年 月 日									
高知県知事 様										高知県知事 様									
申請者 住所 氏名 ⑩ 電話番号 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕										申請者 住所 氏名 ⑩ 電話番号 〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名〕									
高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認申請書										高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認申請書									
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の資料等の観覧について入場料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。										高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の資料等の観覧について入場料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。									
観覧の目的										観覧の目的									
観覧責任者の住所及び氏名		住所	電話番号							観覧責任者の住所及び氏名		住所	電話番号						
		氏名										氏名							
観覧期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで								観覧期間				年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで					
観覧人数		人 (内訳)								観覧人数		人 (内訳)							
減額又は免除を受けようとする理由										減額又は免除を受けようとする理由									
※入場料の額の算定		正規の入場料の額				円				※入場料の額の算定		正規の入場料の額				円			
		減額又は免除をする入場料の額				円						減額又は免除をする入場料の額				円			
		決定した入場料の額				円						決定した入場料の額				円			
※決裁						※受付年月日	年 月 日			※決裁						※受付年月日	年 月 日		

改正後				改正前					
第12号様式（第7条関係）				第12号様式（第7条関係）					
		第 年	月	号 日			第 年	月	号 日
様				様					
高知県知事				高知県知事					
印				印					
高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認通知書				高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認通知書					
年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の入場料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。				年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の入場料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。					
観覧の目的				観覧の目的					
観覧責任者の住所及び氏名	住所			観覧責任者の住所及び氏名	住所				
	氏名	電話番号			氏名	電話番号			
観覧期間	年 月 日（ ）		時 分から	観覧期間	年 月 日（ ）		時 分から		
	年 月 日（ ）		時 分まで		年 月 日（ ）		時 分まで		
観覧人数	(内訳)		人	観覧人数	(内訳)		人		
正規の入場料の額			円	正規の入場料の額			円		
減額又は免除をする入場料の額			円	減額又は免除をする入場料の額			円		
決定した入場料の額			円	決定した入場料の額			円		
第13号様式（第8条関係）				第13号様式（第8条関係）					

改正後	改正前																																																																																																																						
年 月 日	年 月 日																																																																																																																						
高知県知事 様 請求者 住所 氏名 電話番号 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕 高知県立足摺海洋館入場料還付請求書 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の資料等の観覧について入場料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。	高知県知事 様 請求者 住所 氏名 電話番号 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕 高知県立足摺海洋館入場料還付請求書 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の資料等の観覧について入場料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。																																																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">観覧の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観覧責任者の住所及び氏名</td> <td style="width: 10%;">住所</td> <td colspan="2">電話番号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観覧期間</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> <td>時 分から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> <td>時 分まで</td> </tr> <tr> <td>入場料の納付年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">納付済みの入場料の額</td> <td>区分</td> <td>人数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付を請求する入場料の額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>還付を請求する理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">※入場料の額の算定</td> <td>正規の入場料の額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>還付率</td> <td colspan="2">パーセント</td> </tr> <tr> <td>決定した入場料の額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table>	観覧の目的				観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		氏名			観覧期間	年 月 日 ()		時 分から	年 月 日 ()		時 分まで	入場料の納付年月日	年 月 日			納付済みの入場料の額	区分	人数	金額		人	円							合計			還付を請求する入場料の額	円			還付を請求する理由				※入場料の額の算定	正規の入場料の額	円		還付率	パーセント		決定した入場料の額	円		合計	円		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">観覧の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観覧責任者の住所及び氏名</td> <td style="width: 10%;">住所</td> <td colspan="2">電話番号</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">観覧期間</td> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> <td>時 分から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> <td>時 分まで</td> </tr> <tr> <td>入場料の納付年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">納付済みの入場料の額</td> <td>区分</td> <td>人数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>還付を請求する入場料の額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>還付を請求する理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">※入場料の額の算定</td> <td>正規の入場料の額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>還付率</td> <td colspan="2">パーセント</td> </tr> <tr> <td>決定した入場料の額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table>	観覧の目的				観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		氏名			観覧期間	年 月 日 ()		時 分から	年 月 日 ()		時 分まで	入場料の納付年月日	年 月 日			納付済みの入場料の額	区分	人数	金額		人	円							合計			還付を請求する入場料の額	円			還付を請求する理由				※入場料の額の算定	正規の入場料の額	円		還付率	パーセント		決定した入場料の額	円		合計	円	
観覧の目的																																																																																																																							
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号																																																																																																																					
	氏名																																																																																																																						
観覧期間	年 月 日 ()		時 分から																																																																																																																				
	年 月 日 ()		時 分まで																																																																																																																				
入場料の納付年月日	年 月 日																																																																																																																						
納付済みの入場料の額	区分	人数	金額																																																																																																																				
		人	円																																																																																																																				
	合計																																																																																																																						
還付を請求する入場料の額	円																																																																																																																						
還付を請求する理由																																																																																																																							
※入場料の額の算定	正規の入場料の額	円																																																																																																																					
	還付率	パーセント																																																																																																																					
	決定した入場料の額	円																																																																																																																					
	合計	円																																																																																																																					
観覧の目的																																																																																																																							
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号																																																																																																																					
	氏名																																																																																																																						
観覧期間	年 月 日 ()		時 分から																																																																																																																				
	年 月 日 ()		時 分まで																																																																																																																				
入場料の納付年月日	年 月 日																																																																																																																						
納付済みの入場料の額	区分	人数	金額																																																																																																																				
		人	円																																																																																																																				
	合計																																																																																																																						
還付を請求する入場料の額	円																																																																																																																						
還付を請求する理由																																																																																																																							
※入場料の額の算定	正規の入場料の額	円																																																																																																																					
	還付率	パーセント																																																																																																																					
	決定した入場料の額	円																																																																																																																					
	合計	円																																																																																																																					

改正後	改正前
第14号様式（第8条の3関係）	第14号様式（第8条の3関係）

改正後										改正前									
年 月 日										年 月 日									
高知県知事 様										高知県知事 様									
申請者 住所 氏名 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)										申請者 住所 氏名 電話番号 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)									
高知県立足摺海洋館会議室使用料減額（免除）承認申請書										高知県立足摺海洋館会議室使用料減額（免除）承認申請書									
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の会議室の利用について使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。										高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の会議室の利用について使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。									
利用の目的										利用の目的									
利用責任者の住所及び氏名		住所		電話番号						利用責任者の住所及び氏名		住所		電話番号					
		氏名										氏名							
利用期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで								利用期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで							
減額又は免除を受けようとする理由										減額又は免除を受けようとする理由									
※使用料の額の算定		正規の使用料の額				円				※使用料の額の算定		正規の使用料の額				円			
		減額又は免除をする使用料の額				円						減額又は免除をする使用料の額				円			
		決定した使用料の額				円						決定した使用料の額				円			
※決裁欄						※受付年月日	年 月 日			※決裁欄						※受付年月日	年 月 日		
						※決定年月日	年 月 日									※決定年月日	年 月 日		
						※決定番号	第 号									※決定番号	第 号		

改正後					改正前				
第15号様式（第8条の3関係）					第15号様式（第8条の3関係）				
第 年 月 日 号					第 年 月 日 号				
様					様				
高知県知事 印					高知県知事 印				
高知県立足摺海洋館会議室使用料減額（免除）承認通知書					高知県立足摺海洋館会議室使用料減額（免除）承認通知書				
年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の使用料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。					年 月 日付けで申請のありました高知県立足摺海洋館の会議室の使用料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。				
利用の目的					利用の目的				
利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			利用責任者の住所及び氏名	住所	電話番号		
	氏名					氏名			
利用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで				利用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで			
正規の使用料の額	円				正規の使用料の額	円			
減額又は免除をする使用料の額	円				減額又は免除をする使用料の額	円			
決定した使用料の額	円				決定した使用料の額	円			
使用料の納付期限	年 月 日				使用料の納付期限	年 月 日			
第16号様式（第8条の4関係）					第16号様式（第8条の4関係）				

改正後										改正前									
年 月 日										年 月 日									
高知県知事 様 請求者 住所 氏名 ⑩ 電話番号 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕 高知県立足摺海洋館会議室使用料還付請求書 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の会議室の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。										高知県知事 様 請求者 住所 氏名 ⑩ 電話番号 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕 高知県立足摺海洋館会議室使用料還付請求書 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の会議室の利用について使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。									
利用の目的										利用の目的									
利用責任者の住所及び氏名		住所		電話番号						利用責任者の住所及び氏名		住所		電話番号					
		氏名										氏名							
利用の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号								利用の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号							
利用期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで								利用期間		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで							
使用料の納付年月日		年 月 日								使用料の納付年月日		年 月 日							
納付済みの使用料の額		円								納付済みの使用料の額		円							
還付を請求する使用料の額		円								還付を請求する使用料の額		円							
還付を請求する理由										還付を請求する理由									
※ 使用料の額の算定		正規の使用料の額				円				※ 使用料の額の算定		正規の使用料の額				円			
		決定した使用料の額				円						決定した使用料の額				円			
		納付済みの使用料の額				円						納付済みの使用料の額				円			
		還付する使用料の額				円						還付する使用料の額				円			
※ 送付年月日								年 月 日		※ 送付年月日								年 月 日	

改正後

第17号様式（第8条の4関係）

第 年 月 日

様

高知県知事

高知県立足摺海洋館会議室使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立足摺海洋館の会議室の使用料の還付については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
利用期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
使用料の納付年月日	年 月 日	
納付済みの使用料の額	円	
決定した使用料の額	円	
還付する使用料の額	円	

第18号様式（第12条関係）

改正前

第17号様式（第8条の4関係）

第 年 月 日

様

高知県知事

高知県立足摺海洋館会議室使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立足摺海洋館の会議室の使用料の還付については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第4項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用の許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
利用期間	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
使用料の納付年月日	年 月 日	
納付済みの使用料の額	円	
決定した使用料の額	円	
還付する使用料の額	円	

第18号様式（第12条関係）

改正後					改正前						
年 月 日					年 月 日						
高知県知事 様					高知県知事 様						
指 定 管 理 者 指 定 申 請 書					指 定 管 理 者 指 定 申 請 書						
高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。					高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。						
申請者	フリガナ				申請者	フリガナ					
	名称					名称					
	代表者の 職・氏名	職名		フリガナ			代表者の 職・氏名	職名		フリガナ	
				氏名						氏名	
	主たる事 務所の所 在地	(郵便番号 —)				主たる事 務所の所 在地	(郵便番号 —)				
		電話番号		ファクシミリ番号				電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内 の主たる 事務所等 の所在地	(郵便番号 —)			高知県内 の主たる 事務所等 の所在地	(郵便番号 —)						
	電話番号		ファクシミリ番号			電話番号		ファクシミリ番号			
関係書類					関係書類						
(1) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条第1号の事業計画書					(1) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条第1号の事業計画書						
(2) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書					(2) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書						
(3) 定款、規約その他これらに類する書類					(3) 定款、規約その他これらに類する書類						
(4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し					(4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し						
(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類					(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類						
(6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類					(6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類						